

令和6年度

第12回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年3月25日（火）

佐々町農業委員会

令和7年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年3月25日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和7年3月25日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地改良等届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

議案第34号 非農地通知について（神田免）

議案第35号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

○令和6年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

○令和7年度 最適化活動の目標の設定等【案】について

(5) その他

①4月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第12回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 皆さんこんにちは。本日は第12回、本年度最後の総会ということでご案内しましたところ、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。長く記録的な寒波が続きましたが、最近では気温も上がり、春らしい気候となっております。とても過ごしやすく作業もしやすい日々になってきました。ですが、春になりますと、いろいろな作物の作付が始まってきます。そういう作業が本格化してきますので、忙しくなる時期ではないかと思えます。

東北地方、四国中国地方では大規模な山林火災が発生し、甚大な被害が出ておりますが、本町におかれましては無災害で収穫できることを願っております。

本日も議事がスムーズに進行しますよう皆さんご協力のほどよろしくをお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、8番、北川委員、9番、松本委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、農地改良等届出書について。事務局から説明をお願いします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。資料の1ページからお願いします。報告第1号、農地改良等届出書についてです。届出書について、住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。下記のとおり農地を埋立てをしたいので届出ます。土地について迎木場免字扇坂、地番が〇〇〇

○と○○○○。地目が登記簿、現況ともに田、面積の方が○○○○が565㎡、○○○○が3217㎡の内の1125㎡とのことです。土地の所在につきましては2ページ、3ページにそれぞれ地図をつけておりますので、ご確認をお願い致します。届出される○○○○さんのご自宅から200mほど進んだところにある農地で2ページの方では赤線で丸く囲んでいるところ、3ページでは赤で線を引いているところになっております。続きまして4ページの方に農地改良工事の概要について載せておりますので、そちらをご確認をお願い致します。あわせて6ページに平面図、7ページから横断図を載せておりますので、そちらとご一緒をお願い致します。まず1号田の保水性が著しく悪いため50cmほど掘削をして良質土で基盤を作り直しそこで出た残土を2号田の埋め立てに使い、1号田と同じ圃場にする。石積については在来の石を使うとのことです。こちらが7ページの横断図1の方になっております。現況が黒で改良後が青の線になっておりますのでお願い致します。続きまして、概要その②、6号田の進入路のところになるんですけど、こちらが8ページの横断図を見ながらお願い致します。6号田の進入路が急勾配で狭く大変危険なため、山際の岩盤の削り幅を広くし、6号田を幅3m、長さ4mほど埋め立てを行い、進入路の拡幅と傾斜を緩やかにするとのことです。続きましてその③が9ページの横断図3の方になります。進入路の拡幅に伴い、5号田への進入路がなくなる。0号田の畦畔の湾曲が大きく作業がしにくい、土羽面が広く利用価値が無い事などを踏まえ0号田を1メートル程度切り下げ、5号田を盛土して1枚の圃場にする。なお不足土については土砂置場より搬入するとのことです。こちらが9ページ横断図3の方になっております。あわせて10ページの方現況写真を付けておりますので、こちらもご確認をお願い致します。棚田になっておりまして1番上の方を削って、2段目の方に盛土して1枚の圃場にするとのことです。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきましてご質問はありませんでしょうか。

5番（築城 武美君） 5番。2つの田んぼを1つに、これ五役会でも議論したんですけども、1筆の面積が変わるんですね。1筆というのが2つは同一所有者のもので、その中の筆替えは変わるんですねっていう確認なんですよ。図面を見ると、5号田というのは左の方の4号田の方まで1つの地番なんですか。1つの地番ですよ。1つはこの2つの地番の字図上の整理の仕方の話なんですけど、自分のAとBという田んぼがあって、それを1枚の田んぼを広げてBの田んぼが狭くなるという形になるので、自分の田んぼの中だから筆界がどこに来ようというんですが、状況は地籍構成か後にですよ、地籍構成か合筆をして分筆をするかとか、そういう方法論も将来はしとかんと1筆の土地の境界が分か

らなくなっていくよねという事のお話を提案させていただいて、将来に向かってそういう方向を模索していかないといけないかなという話が出ましたことを報告させていただきます。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは11ページの方をお願い致します。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。こちら賃貸借の合意解約の件についてになります。まず1つ目が賃貸人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在地につきまして須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目が台帳現況ともに田、面積が1579㎡になります。14ページの方に航空写真の方も付けておりますのでご確認をお願い致します。

続きまして15ページ。賃貸人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在が志方免字八ツ枝〇〇〇〇、地目が台帳現況ともに田、面積が2106㎡。こちら18ページに航空写真を付けておりますのでご確認をお願い致します。

続きまして19ページ。賃貸人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在が志方免字八ツ枝〇〇〇〇、地目が台帳現況ともに田、面積が1331㎡です。22ページに航空写真を付けております。ご確認をお願い致します。

続きまして23ページ。賃貸人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在につきましては志方免字八ツ枝〇〇〇〇、地目が台帳現況ともに田、面積が1411㎡となっております。こちら26ページの方に航空写真を付けておりますので、ご確認をお願い致します。説明については以上になります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご質問はありますでしょうか。ないようですので次に進みます。

次に、日程4、審議事項に入ります。議案第34号、非農地通知について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは27ページの方をお願い致します。非農地通知申出書についてです。申出人〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。下記土地について、自然荒廃により農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申出ますとのことで、土地の所在につきまして、佐々町神田免字羽須和〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が自然荒

廃とのことで、面積が909㎡となっております。28ページに登記簿と29ページに地図、30ページの方に航空写真を付けております。場所につきましては〇〇〇〇がございまして、その裏の農地、30ページでいう青い枠で囲っているところとなっております。31ページに現況写真も付けておりますので、あわせてご確認をお願い致します。説明については以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願い致します。

6番（濱野 卓也君） 昨日の午前10時より、事務局と推進委員の本山さんと申請者の〇〇〇〇さんとで現地確認を行いました。去年の農地パトロールではBよりのA判定にしていたんですけど、自分の勘違いで写真では見にくいかと思いましたが、奥の竹やぶも一部申請がかかっているということで、手前の方も木が生えていたりしてきて、新たに耕作は難しいかなと思って判断しました。非農地申請がとおればメッシュの方も張り直すということだったので、審議の方よろしくようお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

5番（築城 武美君） 5番。五役会でこのメッシュは補助金でなされているのではないかと。このメッシュがこの土地を囲んでいるのであれば、補助金との兼ね合いでどうなるのか現地確認の後に考えるという話をいただいております。結果的に先ほどメッシュについては別に張り替えるという話がありましたけど、これは事務局どうだったのでしょうか。このメッシュはどの土地を囲んでいるメッシュだったんですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。30ページ、31ページを見ていただきたいんですけど、現地確認の結果、現時点でメッシュがあったのは30ページの非農地申出地の、ここは松浦鉄道があって法面がかかっている感じで、小さくて見えにくいと思うんですけど、この航空写真上でいけば下の列と上の列とあとは上と下の方にメッシュが張ってある状態で、もともと〇〇〇〇さんが耕作されている大きい圃場の方をぐるっとこの字状態で囲っているような感じになっております。結果それを作付けしやすいように、トラクターが入れるようなところを残しつつまっすぐ張り直すということの確認をとっております。よろしく申し上げます。

5番（築城 武美君） 5番。そのことはメッシュ自体は補助金のメッシュですよね。補助金を使って囲んでいる農地を要するに非農地に取り扱うことが可能なのかということについてお尋ねを致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。これが補助金の取り扱いって農林水産課所管の方になっ

てくるんですけど、以前にも同様の事例がございまして、結果補助金によりこのワイヤーメッシュを設置して耐用年数が14年というところで、あと何年か後にはもう耐用年数切れという状態になるということで、県の担当課の方に確認したところこの場合であれば県の方への手続き等はもう必要なく張り直しということで対応してくださいということで聞いております。結果としては、非農地判断をしてよろしいかどうかというところは、個別のケースに審議はお願いいたしますということになっております。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。

19番（本山 元継君） （聞き取り不能）

会長（寶持 雅祥君） 他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第34号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数です。非農地と判断致します。

次に議案第35号、農用地利用集積計画の承認について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書33ページの方をお願い致します。

議案第35号、農用地利用集積計画の承認について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたので、本委員会の承認を求め。令和7年3月25日、佐々町農業委員会とのことで、35ページの方をお願い致します。こちら経営基盤強化法の再設定の分についての契約となっております。番号1番、貸し手農家の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借り手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在につきまして、沖田免字矩ノ手〇〇〇〇、地目が田、面積が1557㎡。契約内容が物納で120kgの5年の契約となっております。他、7つの契約で合計23242㎡となっております。続きまして36ページの方をお願い致します。こちらが新規の契約の分になっておりまして、番号1番、貸し手農家の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借り手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在が口石免字太田〇〇〇〇、口石免字大山口〇〇〇〇。面積がそれぞれ1665㎡、1963㎡。地目がどちらも田、設定内容が物納で5年、90kgが〇〇〇〇の地番の方で、〇〇〇〇の地番の方が無償の契約となっております。他6つの契約で合計が13711㎡となっております。続いて37ページの方が再設定と新規設定の合計分になるんですけど、こちら合計で15件、筆数が21、面積が合計で36953㎡の契約となっております。説明については以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問

はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第35号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することといたします。以上で日程4審議事項を終わります。

次に日程5協議事項に入ります。令和6年度、農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の39ページをお願いします。令和6年度、農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について、佐々町農業委員会。次のページをお願いします。40ページにつきましては、会長から町長に対しての挨拶文となっております。41ページからが実際の内容となっております。まず1番目、農地中間管理機構が実施する特例事業による所有権移転等についてというところでございますけど、ここがこれまであっせんというかたちで農業委員会の方で議決を行って所有権の移転登記等をしていた場合に、売買金額、売り手、買い手双方に租税特別措置法による税の軽減策が行われておりました。主な内容でいけば、売った方が譲渡所得というのが所得税法上で課税されてくる部分が800万控除というのがあったんですけど、そこがちょっと利用しづらい制度に今回変わってきております。内容でいけば今回3月末で制度改正が行われて、これまでの農業委員会でのあっせんによる手続きが事前の手続きは総会での承認までは変わらないんですけど、それから後の手続きというのが農地中間管理機構の方に所有権の移転とかについての作業はお願いするかたちになるんですけど、そこが真ん中中段に書いてあるんですけど、面積の要件が1ヘクタール以上とかであったり、あとはこれまで農業委員会の方で売買の手続きを行った後に、所有権の移転の法務局への登記というのも事務局の方で対応させてもらって、無償ということで登記費用とかも売り手、買い手の方からの負担はもらわないというやり方でできていたのが中間管理事業の機構の方をとおしての手続きとなりますと、所有権の移転の登記にかかる費用は実費、金額の指定はまだではあるんですけど手続きの費用が発生する、あとは基本的にはこれまでの制度でいけば売りたい買いたいというところの話が整えば、早急に手続きが取れていたところが結果的に買いたいです、売りたいですという話がまとまった後に農業委員会の方が機構の方に書類を渡しますというふうになると、その結果を受けて次年度用に、1年間時間がかかるかたち、中間管理機構は申し入れがあったので、売買の金額を調達して次年度に売買の手続きを済ませていくというかたちになるので、現行制度よりもちょっと悪い内容になってしまいます。結果としては欲しいというときにすぐに対応できるかたちではなくて、1年後というかたちになっていきますので、その現状の改正された後の内容を踏まえて利用者サイドにとってみては使いにくい制度に変わってきておりますので、そこをどうにかしてくださいということで、

農業委員会から町の執行部に対しての意見書というかたちで提出するかたちになるんですけど、町の方からも国、県、あと県の機構に対して制度の改正をお願いします、という内容になっております。

2番目、真ん中中段以降の2番目の集落営農組織の育成及び農業法人設立に向けた取り組みについてというところでございます。ここも内容としましては、今回地域計画を策定する中で地元の協議の場ということで巡回して話を聞かせてもらったところ、結果的には10年後の耕作者がどうなるかわからない、地域によってはもう耕作者、担い手の方がかないかないというのも現状として考えられていくなか、農業を町としても危惧しているところなんですけど、今後耕作放棄地が拡大していくのではないかなと思っているところです。そこに対応するために農業の企業化と言いますか、農業の生産法人というかたちで法人を設立して、空き農地の担い手として町の農業の方に寄与していただければ、という枠組みを作ってもらいたいということでの内容となっております。あとは、最近あるのが中山間の直接支払交付金とか多面的交付金等も事務作業が面倒なので、もう続けたくないというのも正直あって、取り組みから外れていく集落等も実際あっている中で、町の農業を支援する組織というふうに位置づけを取ることができたら、事務の代行を新たに作ってもらいたい法人の方が受けてもらえないかな、ということも想定しているところです。あくまでもここは町が取り組みが可能であれば町の方からの出資、あとは農協の方にも協力を呼び掛けていきたいなということでの意見書の内容となっております。

続きまして42ページをお願いします。3番の遊休農地の発生防止と解消に係る関連事業の見直しについてというところで、ここも言葉としていっぱい書いているんですけど、先ほども出ました中山間直接支払交付金とか多面的機能支払交付金の関係になりますけど、これが農振農用地でないと取り組みができませんという制度でございます。今回遊休農地の発生防止というところでいきますと、地域計画に位置づけられている農地であれば、農振農用地でなくとも中山間や多面的機能支払交付金の対応が取れないかということで、町に対して、国、県に対して意見要望を行っていただきたいという内容でございます。

続きまして4番目。農業委員会事務局の職員体制についてのところでございますけど、ここはすみません事務局がちょっと危惧しているところに入れさせていただいているところでございますけど、今、昨年10月に1名人員増の配置をいただいて何とか事務処理が追いついているような感じに持っていけているところではございますけど、ここが条例定数上は農業委員会2名というところになっておりますので、2名の人員配置、あともう一人、会計年度さんということでもう1名いる状態を引き続きお願いしますというところでの内容となっております。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。農業委員会の事務局として町執行部サイドの方と打ち合わせというか、事前の調整をさせていただいているんですけど、40ページを見ていただきたいんですけど、会長の方が提出する相手先というのが佐々町長宛てに出すかたちになるんですけど、今現在町長職務代理者副町長ということで記載をさせていただいているところです。本来町長に出すべきものんですけど、ちょっと皆さんご承知のとおり事態が発生しておりますので、副町長の方にも話をさせてもらって農業委員会の活動実績としては1年間に1回この意見書を提出する必要があるということで、今回作らせていただいているんですけど、一旦は提出して町執行部の方に受理をしていただくかたちをとります。ただ、新たな町長が決まったというときには、新たな町長宛てにこの内容と同じものを再度提出ということで調整をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 何かご意見、ご質問は、はい5番。

5番（築城 武美君） 意見書は38条に基づいて提出するというところでございますが、42ページの3番の遊休農地の発生防止と解消に係る関連事業の見直しについての中の、中山間地事業や多面的事業については農振地域でないという適用になりませんよという話があったんですが、しかし、地域計画が策定されれば農振農用地以外でも対象にできるという話なんです。地域計画の策定期間というのは3月31日までに作りなさいという指針のもとに取り組みが進められてきて現在は各地域の説明会が終わった段階。地域計画自体は完成をいつに目指しているかちょっとお尋ねします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今農林水産課の方での作業となっているところなんですけど、現在広告縦覧期間というところで、3月13日に縦覧をスタートさせております。2週間の期間を要するというので、27日までの縦覧広告期間を待って、その後28日、もしくは3月31日に県の方にできましたという届出をするという流れになってきております。よろしくをお願いします。

11番（池田 晴良君） 関連になることをお伺いしますが、42ページの3ですね。遊休農地の発生防止と解消に係る関連事業のことです。これ中山間地とか多面的機能支払交付金をもらうためには農振地域でないといかんっていうのはちょっと。私たちも農業やって大新田組合の役員を私ずっとしておったんですが、私が会計をしている時に県の審査を受けたんですね、そして現場を見て回って現場の説明をする中で、結局農振が外れた地域であってもその一帯であれば入れていいですよというような話をされて、なぜそういうことを言ったかという、大新田は今〇〇〇〇が開発しておりますけど、ずっと10年近く農振

地域から外れて、町が外したんですよね。結局外れたままでいつか商業用地になるだろうというようなことで、多面的機能交付金のエリアに入りきれなかったわけです。入れてもいいんだけど補助金もらった金、返さないといけないって、そういう話に聞こえて。だからでかい地域であっても一帯のエリアであればこの交付金事業の面積に入れられるというのを私が会計をした時に認識したんです。最初はそういう認識じゃなかったんですがそういうことの話があったんでね、それはここに書いてあるのとちょっと違うなと思ったりしていますが、ちょっと説明をしてください。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。現行のルールではまだの農振農用地でない多面も中山間も対象農用地とできないというかたちで多面、中山間と環境保全型農業の交付金という3種類あるんですけど、大元が一つの法律か国の要項とかになっていて、その規定のなかでは農振農用地でない対象農用地ではできません、ということで縛りがまだございます。そこを今回地域計画の導入に伴いまして、その遊休農地の発生防止というところで、取り組み農用地に地域計画の対象農用地というふうに位置づけられれば取り組みの方に持っていけないかということで要望をさせていただきたいというところで、この記載をさせていただいております。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。ないようですのでこの内容で町長職務代理に提出させていただきます。事務局は日程調整の方よろしく願い致します。

次に令和7年度最適化活動の目標の設定案について。事務局から説明をお願い致します。事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の43ページの方からお願い致します。こちら協議事項、令和7年度最適化活動の目標の設定等案について。農業委員会の活動として、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進など農地利用の最適化活動を行うこととなっております。毎年その年の目標を3月までに設定し、4月末までに公表することとなっております。こちらが令和7年度の目標を事務局で作成しましたので内容を説明致します。43ページにつきましては、農業委員会の状況や農家や農地等の概要となっております。こちら2の農家、農地等の概要の数値につきましては農林業センサスまた農業構造動態調査に基づいて記入した数値となっております。

続きまして44ページの方をお願い致します。こちらが44ページの方が最適化活動に係る現状と課題、それから目標を記載しております。まず1の農地の集積につきましては現状といたしまして集積率が36%となっております。そして2の目標の方が目標年度を令和12年度と設定しまして、単年での新規集積面積を20ヘクタールと目標を設定しております。そして今年度の集積面積の方が138ヘクタールということで6年度末時点で

の集積率の目標といたしまして42.1%と設定しております。次に遊休農地の解消につきましてはこの面積24ヘクタールの方が令和3年度の利用状況調査における遊休農地面積ということで記載しております。45ページの新規参入の促進につきましては、令和4年度から6年度は新規参入者についてはいない状況となっております。2の最適化活動の活動目標につきましては、一人当たりの活動日数を8日と設定しております。活動日数の決め方ですが農業委員会系統組織における統一的な取り組みとして、地域の実情を勘案しつつとなっておりますが、県内では基本的に8日以上は設定されていますので本町も8日と設定しております。

次に活動強化月間につきましては3回を設定しております。3から4月、9から10月が農地の集積、この時期が期間満了を迎える利用権の設定がございますので、継続更新や新規設定に向けて農地所有者や担い手の移行活動を実施したいと考えております。8から9月につきましては遊休農地の解消ということで農地パトロールやその結果に基づいた利用意向調査の実施と確実な回収を行いたいと考えております。3番の新規参入相談会への参加目標につきましては1回と考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

5番（築城 武美君） 5番。先ほどの審議の中でもあったんですが、36ページの新規の農用地利用集積計画というのが承認されたんですが、7年の4月1日以降の集積については、基盤強化法に基づく集積をやめて中間管理機構を一本とするという考え方が示されておると思うんですね。そこで先ほど新規で7件あがってものは、佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の5の規定に基づいて行った新規である。これは効果が出てくる日付というのは4月以降何ですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。発行としては4月1日からの有効となります。ただ、事務手続き上は総会を終えた後の明日3月中に佐々町の玄関入り口の掲示板に告示というかたちで示すことで、基盤強化による契約が今月総会審議分までが有効という取扱いとなっ
てきております。よろしくお願いいたします。

5番（築城 武美君） 5番。その確認でした。4月1日以降は基盤強化を認めないという約束事があるがこの総会で承認をされたんですが、結果的に4月1日以降になるのがあれば、この基盤強化に基づく集積は認められないのではないかという危惧がございましたので確認をさせていただきました。そこで7年度から結果的には集積がほとんど基盤強化は例外がいくつか残って新規が中間管理機構に移行するという話の中で目標値のところござい

ますけど、その目標値は実質は昨年度も目標値を立てたと思うんですが、集積結果としてはプラスだったのかマイナスだったのか、その辺のデータをお持ちでしょうか。

事務局長（作永 善則君） 昨年度と言いますと6年度の実績になりますけど、今年度1年間は委員の皆様のご協力により中間管理機構等の実績が多くなってきておりますので、厳密には計算まではしていないんですけど、増加している状態になってきております。県が定める中間管理機構での集積面積というところ、貸し借りの面積の積み上げになるんですけど、そこが本町が20ヘクタールということで数年前から設定されているところですけど、中間管理事業が平成26年からスタートしていて20ヘクタールを越しての実績というところは今年度が初めてということになります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。ないようですので、令和7年度案のとおり目標を設定することと致します。以上で日程5、協議事項を終わります。

次に日程6、その他について事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。その他についてです。4月の定例会日程につきましては五役会の方が4月17日の木曜日、13時30分から2階の会議室、総会の方が4月25日の金曜日、13時30分から3階第1会議室となっております。以上となります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 他に皆様方から何かございませんでしょうか

番（ 君） （ 聞き取り不能 ）

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。とてもきれいな花ですね。

以上で日程が全て終了いたしました。会を閉会させていただきます。本日もお疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 20 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 北川 英明

会議録署名委員 松本 隆治